

開発行為等に伴う水道施設整備に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高岡市上下水道事業の給水区域において開発行為等を行う者（以下「開発行為者」という。）が、自ら高岡市上下水道局の配水施設と接続し水道施設を設計及び施工する場合の水道施設整備に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為等 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する許可を受けた開発行為及び土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第1項、第2項又は第3項に規定する土地区画整理事業をいう。
- (2) 水道施設 開発区域に近接する公道又は開発区域内の計画道路に埋設する配水管及び当該配水管に付属する弁栓類をいう。ただし、当該配水管から分岐する給水装置を除く。

(適用の範囲)

第3条 この要綱は、高岡市水道事業、簡易水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（平成17年条例230号）第2条第2項及び第3項に規定する給水区域内で実施される開発行為等について適用する。

- (1) 当該開発行為等における開発区域の面積が、1,000㎡未満で、かつ、営利を目的とするものについては、1,000㎡の開発行為に準ずるものとして取り扱うものとする。
- (2) 福岡町区域については、開発区域の面積が、3,000㎡未満で、かつ、営利を目的とするものについては、3,000㎡の開発行為に準ずるものとして取り扱うものとする。

(事前協議)

第4条 開発行為者は、その実施する開発行為等における水道施設設備について、別に定める書類を添えて、あらかじめ水道施設事前協議（変更）申請書（様式第1号）を高岡市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出した上で協議しなければならない。これを変更したときも同様とする。

2 前項の場合において、管理者は、水道施設整備の可否、設計条件、消火栓設置、費用負担等協議した事項について適当と認めたときは、開発行為者に水道施設事前協議承認書（様式第2号）を交付するものとする。

3 開発行為者は、管理者と協議した事項を承諾したときは、水道施設事前協議承諾書（様式第3号）を管理者に提出するものとする。

（実施設計）

第5条 実施設計は、水道施設設計指針、高岡市上下水道局設計基準、高岡市上下水道局水道工事標準仕様書等に基づくものとする。

2 開発行為者は、事前協議事項を承諾した後、配水管の口径、管種、布設位置等設計条件その他の実施設計の内容について、別に定める書類を添えて水道施設実施設計審査（変更）申請書（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。これを変更したときも同様とする。

3 前項の場合において、管理者は、当該実施設計の内容について速やかに審査し、適当と認めたときは、開発行為者に水道施設実施設計審査承認書（様式第5号）を交付するものとする。

4 開発行為者は、前項の規定による管理者の承認を得た後でなければ水道施設工事に着手できないものとする。

（消火栓）

第6条 開発行為者は、消火栓の設置の有無、設置する場合の位置及び費用負担等について消防関係部署と協議し、合意に基づき水道施設の実施設計を行う者とする

（工事の施工）

第7条 開発行為者は、水道施設の施工を行う者を高岡市上下水道局指名参加

業者（以下「水道業者」という。）から選定するものとする。

- 2 水道業者は、工事の施工について、高岡市上下水道局水道工事標準仕様書等を遵守して行うものとする。また、施工にあたり疑義が生じた場合は監督員と協議し、合意の上で行うものとする。

（監督員）

第8条 管理者は、開発行為者から工事着手届の提出があった後に監督員を指名し、速やかに水道施設工事監督員通知書（様式第6号）を開発行為者に交付するものとする。

- 2 監督員は、水道施設工事全般についての立会い、その他必要な確認及び指導助言を行うものとする。

- 3 監督員は、水道施設工事の施工中は必要に応じて通水試験、水圧試験、水質試験その他必要な試験を水道業者の立会いの上実施するものとする。

（使用材料）

第9条 水道施設に使用する材料は、あらかじめ管理者が承認しているものでなければならない。ただし、管理者が承認していない特別な材料を使用する場合はあらかじめ管理者と協議しなければならない。

（検査等）

第10条 開発行為者は、水道施設工事が完了したときは、別に定める書類を添えて、速やかに水道施設工事完成検査申請書（様式第7号）を管理者に提出し、検査を受けなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請があったときは、検査員を指名し、開発行為者及び水道業者立会いの上、高岡市水道工事標準仕様書及び工事成績評定に準じて完成検査を行うものとする。

- 3 管理者は、前項の完成検査により合格したと認めたときは、水道施設工事完成検査結果通知書（様式第8号）を開発行為者に交付するものとする。

（寄付）

第11条 開発行為者は、前条第3項の規定による通知を受けたときは、別に定める書類を添えて、速やかに水道施設無償寄付採納願（様式第9号）により管理者に寄付の申し出をするものとする。

2 管理者は、前項の申し出を適当と認めたときは、開発行為者に水道施設寄付受納書（様式第10号）を交付するものとする。

（費用負担）

第12条 当該開発行為等における設計審査、工事監督、工事検査等に要する費用は徴収しないものとする。

（瑕疵）

第13条 開発行為者は、第11条第2項に規定する寄付受納書の交付を受けた後に、開発行為者又は水道業者の責めに帰すべき事由による瑕疵が明らかになったときは、当該瑕疵に係る補修を行う責務を有する。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する

この要綱は、令和 7年10月 1日から施行する

この要綱は、令和 8年 4月 1日から施行する